

「高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱」の 一部改正の概要

1 趣旨

「高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱」について、高知県が行う補助金等の交付からの暴力団排除措置の規定を追加する。

2 概要

・暴力団排除の措置として、補助事業の実施に当たって、役員等が排除措置対象者に該当すると認められる場合は、契約の相手方としない等について規定したこと。

3 施行期日

平成25年4月3日（平成25年4月1日から適用する。）